

議案第36号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年小田原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「市長」の次に「又は病院事業管理者」を加え、同条に次の2項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、病院事業管理者が保有する保有個人情報であって、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求1件につき2,200円の手数料を開示の際に徴収するものとする。

6 第4項の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、第4項中「市長又は病院事業管理者は、第2項の場合（特定個人情報に係る開示の場合に限る。）において」とあるのは「病院事業管理者は」と、「同項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

病院事業管理者に対する診療記録に係る保有個人情報の開示請求について手数料を徴収することとするため提案するものであります。